

文化審議会文化財分科会企画調査会（第 4 回）議事要旨（案）

1. 日 時

平成 25 年 10 月 9 日（水） 15：00～16：45

2. 場 所

文化庁特別会議室（旧文部省庁舎 5 F）

3. 出席者

（委 員）

亀井会長、福家会長代理、伊佐治委員、大國委員、大城委員、甲元委員、野本委員、村上委員、山本委員

（事務局）

山下文化財部長、平林伝統文化課長、江崎美術学芸課長、田村文化財保護調整室長、その他関係官

4. 議事等

（1）前回の議事要旨及びこれまでの主な意見の確認が行われた。

（2）事務局より中央教育審議会教育制度分科会において配付された「今後の地方教育行政の在り方について（審議経過報告）（案）」及び本企画調査会から報告予定の「文化審議会文化財分科会企画調査会 報告の骨子（案）」について説明が行われた後、各委員より「文化審議会文化財分科会企画調査会 報告の骨子（案）」について順次発言がなされた。

- （骨子（案）2頁4段目：「文化財保護行政の専門的見地に立脚する～」の部分について、）文化財の専門職員と地方文化財保護文化財審議会というバックボーンがあることにより、文化財保護行政は専門的見地が担保されていることを付け足していただければと考える。
- 現行の文化財保護行政でも首長部局と連携してうまく運用できているところもあることを、どこかに書いておいた方が良い。文化財保護行政は文化庁と教育委員会しか担当できないといったニュアンスは、多少独善的に感じる。
- 序文として、「文化財を守り伝える」「次世代に伝える」といった、文化財保護の本質的意義や使命感を記載する必要があるのではないか。文化財を守り伝えることは、良き人材を育てる1つの仕組みであると考え。
- 政令市では、既に補助執行の形で首長部局に文化財保護行政とまちづくり行政が一体となった組織を置き、運用しているところもある。
- これまでの企画調査会で、まちづくりの観点から首長部局との連携が重要という意見があり、そうした要素も書き込む必要があるのではないか。

- （骨子（案） 1 頁：①首長部局が行う開発行為と～について、）開発行為は首長部局だけが行うものではないので、「首長部局が行う」は削除しても良いのではないかと考える。
- 「首長部局が行う開発行為」には、①首長部局自ら行う開発行為と、②補助事業など首長部局が民間等に対して支援する間接的な開発行為の 2 種類があり、その 2 つのパターンが読めるような形にしていなければならない。
- 「政治的中立性、継続性・安定性の確保」の観点は大変だが、一方で「文化財活用」の観点からは首長部局との連携も大変なので、「文化財保護行政上の要請」のどこかに追記していただきたい。
- A 案を議論する場合、同じ首長部局として文化財保護行政も観光行政も一体となることから、むしろそうなった場合、首長部局との連携ではなく、いかに「政治的中立性、継続性・安定性の確保」をチェックするか。チェック機能をどこかに持たせないと、首長部局に文化財保護行政は飲み込まれてしまうのではないかと考える。
- 政令市で首長部局が補助執行で文化財保護行政を行っているところでは、活用は上手にやっているが、保護はあまりできていない印象を持つ。既存の指定文化財で観光等の目玉となるものに対し集中投資し、その他の文化財について無関心という形がでてくる。そういうバランスをとるためにも、第三者機関のようなチェック機能として地方文化財保護審議会の在り方を考える必要があるのではないかと考える。
- A 案の場合、首長から教育長に法定委任する事務の中に文化財保護を読み込めないか。読み込めない場合、どのように文化財保護行政上の要請を担保するかが問題。
- 補助機関の教育長に附属機関を置くことは現行の地方自治体系では想定しがたく、首長の下に地方文化財保護審議会を置くことになるのではないかと考える。その場合、文化財指定に関して教育委員会と地方文化財保護審議会は法制上同等になり、新しい教育委員会は文化財保護にあまり関与しない存在となると想定され、既存の制度と相当変わってくる可能性がある。
- 現行の政令市の首長部局が補助執行で文化財保護行政を行う場合でも、首長には地方文化財の指定の権限はない。A 案の場合でも、文化財の指定の権限は首長にない形が望ましいと考えるので、せめて文化財の指定は、首長から教育長に法定委任する事務の中に読み込めるよう検討いただきたい。
- A 案の場合、地方文化財保護審議会は首長の附属機関となり、都市計画審議会と同じく首長の諮問に対して答申することになる。その場合、地方文化財保護審議会が専門的見地に立脚することを担保することが難しくなる。教育長の法定委任事務にするなど仕組みがないと、首長の恣意に振り回されてしまうので、そうならない仕組みを考える必要がある。

- 農地法に基づく農業委員会のような独立の行政委員会の創設は現実的には困難なのか。また、都道府県の役割を重要視していくことが必要なのではないか。
- 文化財は国民共有の財産と文化財保護法で位置付けられて文化財保護が成立しているが、首長の考え方で保護の考え方が左右されるのはいかがなものか。国、都道府県、市町村それぞれで文化財保護についてどのように関与するか、各レベルで考えていくことも必要。
- 文化財保護行政には、①文化財は代替不能であることから長期的な観点から判断が必要な視点と、②文化財の活用ということで短期的に柔軟な対応が必要な視点の両方の視点があり、①の長期的視点の部分はチェックできる機能が必要。
- A案の場合、地方文化財保護審議会を充実するしかないが、首長が自分の意に沿う委員を任命すれば骨抜きにされることから、やはり行政内部で専門性を確保するしかない。そのために、文化財の専門職員を各自治体に必ず配置するというようなことはできないか。
- 例えば「文化財保護主事」といった形で各自治体に必ず配置し、国が予算措置するといった形も考えられるのではないか。
- 「文化財保護主事」については、法律で必ず置くこととされる社会教育主事や指導主事のイメージだろうが、必置規制は時代に逆行しているのではないか。
- 小規模自治体については、都道府県教育委員会が文化財保護行政を指導することが考えられるが、小規模自治体ほど首長の意向が大きく、県の指導を聞かない自治体もある。A案の場合、文化財保護の権限を首長が全部持つてしまうことになり、文化財保護サイドとしてはシステムとして担保していくことが大事。
- A案の場合、「政治的中立性、継続性・安定性の確保」が担保できるのかという懸念がある。
- A案の場合、国民共有の財産である文化財の保護を担保するためには、文化財保護法を改正して、例えば「文化財保護主事を置くことができる」とするなど権限を強化する方向に踏み込むことも必要ではないか。
- これまで、文化財保護行政では、文化庁と教育委員会の文化財保護行政部局が一緒になって文化財の新たな価値の創造を一緒に行ってきた。そこが首長部局と組み立ての仕方が違う。例えば平成16年に創設された文化的景観保護制度など、本来保護の対象になっていなかったものも保護対象となった。今後も、文化財の新たな価値の創造は必要で、合議により決めていくやり方を残していただければと考える。
- A案の場合、各自治体に合議制のシステムである地方文化財保護審議会を置く必要があるのではないか。教育委員会ですえ3名しかいないような小規模自治体もある。

- 人口 1,500 人未満の小規模自治体に地方文化財保護審議会を置くことは困難だろう。都道府県の支援が必要ではないか。
- 現行の制度を活用し、例えば、文化財保護指導委員の権限を強化して小規模自治体を支援するといった方法もある。
- 現行では、文化財保護指導委員は国指定、都道府県指定文化財しか巡視せず、市町村指定文化財は対象となっていない。
- 現行の文化財保護指導委員の国庫補助事業では、補助金のシステム上、市町村指定文化財まで対応できないが、文化財全体をフォローするシステムとして巡視の対象を拡大したり、指導の権限を強化するとか改善・強化を議論する余地はあると思う。
- A案で教育委員会と地方文化財保護審議会が横並びの首長の附属機関となった場合、教育委員会は「文化財を守ろう」と旗振りを行う機関、地方文化財保護審議会は文化財の価値付けを行う機関、と両者に権限を切り分けることになり、これは二重行政というか歪な形になるのではないか。
- (骨子(案) 1頁:④学校教育や社会教育との連携について、)文化財は学校教育や社会教育との連携が必要というだけでなく、「文化財保護行政にとって学校教育や社会教育は必要で分離できない」など文化財保護側に視点を置いた書きぶりも必要ではないか。
- 現行でも政令市で補助執行の形で文化財保護行政を行っているが、指定等の価値付けの部分は、合議制の教育委員会により担保されている。文化財の指定等価値付けは、相対的価値であって、絶対的価値ではない。合議制による担保が必要であり、個人が決定することはありえないのではないか。
- 徳島県内の地方文化財保護審議会の半分は実態としてあまり機能していない印象を持っているが、埋蔵文化財については、文化財保護法により県が小規模自治体にもきちんと関与している。一方、未指定文化財については、保護するのが難しい現状があり、国や県が関与できるシステムがあれば、救われる文化財がたくさんあると感じている。
- 未指定文化財については、地元の首長の意向が大きく、県が関与していても、首長の一声で町指定文化財となり不用意な整備で価値が損なわれた、あるいは県の観光行政の短絡的な整備で価値が損なわれた、という経験もあり、長期的な視点が必要な文化財保護行政の整備と首長部局の整備は相容れない部分があるのではないか。

(3) 今後のスケジュールについて事務局より説明が行われた。